資料3-14 平成30年度 水浴場の水質調査結果

				シーズン	/前		シーズン中				
名称	市町	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	COD (mg/L)	透明度 (m)	油膜	水質 判定	ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	COD (mg/L)	透明度 (m)	油膜	水質判定
寒川豊岡海浜公園ふれあいビーチ	四国中央市	<2	1. 7	>1	なし	水質AA	<2	2.5	>1	なし	水質B
マリンパーク新居浜	新居浜市	<2	1.8	>1	なし	水質AA	<2	2.8	>1	なし	水質B
国民休暇村瀬戸内東予	今治市	6	1. 7	>1	なし	水質A	2	2.8	>1	なし	水質B
志島	今治市	2	1.6	>1	なし	水質A	19	2.5	>1	なし	水質B
唐子浜	今治市	85	1.6	>1	なし	水質A	14	2.3	>1	なし	水質B
大角海浜公園	今治市	<2	1.2	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
伯方ビーチ	今治市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.8	>1	なし	水質AA
沖浦ビーチ	今治市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.8	>1	なし	水質AA
台	今治市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.8	>1	なし	水質AA
多々羅キャンプ場	今治市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	1.8	>1	なし	水質AA
松原	上島町	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	2.0	>1	なし	水質AA
御三戸 (河川)	久万高原町	3	1.5	>1	なし	水質A	13	0.8	>1	なし	水質A
五色姫海浜公園	伊予市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
ふたみシーサイド公園	伊予市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	<2	1.3	>1	なし	水質AA
長浜	大洲市	<2	1. 2	>1	なし	水質AA	3	1.3	>1	なし	水質A
大早津	西予市	<2	1.5	>1	なし	水質AA	<2	2.6	>1	なし	水質B
須ノ川	愛南町	<2	1. 2	>1	なし	水質AA	<2	2.0	>1	なし	水質AA
鹿島	愛南町	<2	1.3	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
堀江	松山市	<2	1.4	>1	なし	水質AA	2	1.5	>1	なし	水質A
鷲ヶ巣	松山市	<2	1. 1	>1	なし	水質AA	<2	1.4	>1	なし	水質AA
相子の浜	松山市	<2	1.2	>1	なし	水質AA	<2	1.5	>1	なし	水質AA
鹿島	松山市	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
立岩海岸	松山市	<2	1.1	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
長浜海岸	松山市	<2	1. 1	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA
姫ヶ浜	松山市	<2	1. 1	>1	なし	水質AA	<2	1.6	>1	なし	水質AA

- 1 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。
- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2)「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」「水質A」「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質A」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」、「水質A」以上である水浴場を「水質A」、「水質B」以上である水浴場を「水質B」とし、それ以外のものを「水質C」とする。

水浴場の水質判定基準

		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
	水質AA	不検出	沖砕が到みらわわれ、	2mg/L以下	全透
適	小貝AA	(検出限界 2個/100mL)	油膜が認められない	(湖沼は3mg/L以下)	(1m以上)
旭	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下	全透
	小貝A	100個/100回以下	(田)戻が一部はりりょいよく・	2mg/L以下 全透 (湖沼は3mg/L以下) (1m以」 2mg/L以下 全透 (湖沼は3mg/L以下) (1m以」 5mg/L以下 1m未満~50 8mg/L以下 1m未満~50	(1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満~50cm以上
ΗJ	水質C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満~50cm以上
不適		1,000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/Lを超えるもの	50cm未満※

- (注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
 - 「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。 透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。
- 2 「改善対策を要するもの」については以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。
- (1) 「水質 C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mLを超える測定値が1以上あるもの。 (2)油膜が認められたもの。

資料3-15 平成30年度地下水の水質調査結果

ア 継続監視調査 (定期モニタリング調査)

_ / ME/INCELL D		<u> </u>	79]	
調査地域	調査項目数	調査地点数		環境基準超過項目 [測定値(mg/L)]
四国中央市	2	4	0	
新居浜市	1	3	0	
西条市	2	2	0	
今治市	3	18	6	砒素 [0.014] 、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [11~21]
上島町	1	5	3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [11~19]
東温市	18	3	0	
松山市	49	12	4	テトラクロロエチレン [0.027] 、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [13~21]
松前町	1	1	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [12]
砥部町	1	2	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [14]
伊予市	2	5	0	
久万高原町	1	1	0	
内子町	1	1	0	
大洲市	49	2	0	
伊方町	1	2	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [15]
八幡浜市	1	1	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [11]
宇和島市	2	3	0	
鬼北町	1	1	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 [12]
愛南町	1	1	0	
合計	_	67	18	

イ 概況調査

	1.			
調査地域	調査項目数	調査 地点 数	環基超地数	環境基準超過項目 [測定値(mg/L)]
新居浜市	7	1	0	
西条市	7	2	0	
今治市	7	2	0	
松山市	29	10	0	
伊予市	7	1	0	
砥部町	7	1	0	
内子町	7	1	0	
西予市	7	1	0	
松野町	7	1	0	
合計	7	20	0	

資料 3-16 水質汚濁防止法特定施設一覧表

番号	10 小貝仔側仍正伝符足爬放一見衣 業 種	施設の種類
1	鉱業又は水洗炭業	(イ)選鉱施設、(ロ)選炭施設、(ハ)坑水中和沈でん施設、(ニ)掘削
1	<u> </u>	用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業	(イ)豚房施設 (総面積 50m²未満を除く)、(ロ)牛房施設 (総面
		積 200m²未満を除く)、(ハ)馬房施設(総面積 500m²未満を
		除く)
2	畜産食料品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設 (洗びん施設を含む。)、(ハ)湯 煮施設
3	水産食料品製造業	(4)水産動物原料処理施設、(1)洗浄施設、(1)脱水施設、(1)
		ろ過施設、は湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品 製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)圧搾施設、(ニ)湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタ	(4)原料処理施設、(1)洗浄施設、(1)湯煮施設、(二)濃縮施設、
	ミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	(お)精製施設、(へ)ろ過施設
6	小麦粉製造業	洗浄施設
7	砂糖製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)、(ハ)ろ過
		施設、(二)分離施設、(計)精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん	粗製あんの沈でんそう
	業	
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機
10	飲料製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む。)、(ハ)搾
		汁施設、(ニ)ろ過施設、(ホ)湯煮施設、(ヘ)蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	(4)原料処理施設、(1)洗浄施設、(1)圧搾施設、(1)真空濃縮施
		設、(ホ)水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業	(4)原料処理施設、(4)洗浄施設、(4)圧搾施設、(4)分離施設
13	イースト製造業	(4)原料処理施設、(4)洗浄施設、(4)分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)洗浄施設(流送施設を含む。)、(ハ)分
		離施設、(ニ)渋だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)精製施設
16	麺類製造業	湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)湯煮施設、(ハ)洗浄施設
18 の 3	たばこ製造業	(4)水洗式脱臭施設、(1)洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは	(イ)まゆ湯煮施設、(ロ)副蚕処理施設、(バ)原料浸せき施設、(ニ)
	加工業	精錬機及び精錬そう、はシルケット機、(ヘ)漂白機及び漂白
		そう、(ト)染色施設、(チ)薬液浸透施設、(リ)のり抜き施設
20	洗毛業	(介洗毛施設、(中)洗化炭施設
21	化学繊維製造業	(イ)湿式紡糸施設、(ロ)リンター又は未精錬繊維の薬液処理施
		設、(/)原料回収施設
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業	湿式バーカー
21 の 3	合板製造業	接着機洗浄施設
21 の 4	パーティクルボード製造業	(イ)湿式バーカー、(ロ)接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業	(イ)湿式バーカー、(ロ)薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	(イ)原料浸せき施設、(ロ)湿式バーカー、(ハ)砕木機、(ニ)蒸解施
	A CONTRACT THE CARACTA	設、(4)蒸解廃液濃縮施設、(4)チップ洗浄施設及びパルプ洗
		浄施設、(ト)漂白施設、(チ)抄紙施設(抄造施設を含む。)、(リ)
		セロハン製膜施設、(3)湿式繊維板成型施設、(4)廃ガス洗浄
		施設
23 Ø 2	 新聞業、出版業、印刷業又は製版業	(イ)自動式フィルム現像洗浄施設、(ロ)自動式感光膜付印刷版
<u>u</u>	TO THE STATE OF TH	現像洗浄施設
24	 化学肥料製造業	(4)ろ過施設、(4)分離施設、(4)水洗式破砕施設、(4)廃ガス洗
		浄施設、は過去集じん施設
	l	11 / (-12) 1 (1/1-12) V/C U 1 V/C IV

25	(欠番)						
26	無機顔料製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)カドミウム系無機顔料製造施					
		設のうち、遠心分離機、(ニ)群青製造施設のうち、水洗式分					
		別施設、(お)廃ガス洗浄施設					
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業	(イ)ろ過施設、(ロ)遠心分離機、(ハ)硫酸製造施設のうち、亜硫					
	製品製造業	酸ガス冷却洗浄施設、(=)活性炭又は二硫化炭素の製造施設					
		のうち、洗浄施設、(ホ)無水けい酸製造施設のうち、塩酸回					
		収施設、(ヘ)青酸製造施設のうち、反応施設、(ト)よう素製造					
		施設のうち、吸着施設及び沈でん施設、(チ)海水マグネシア					
		製造施設のうち、沈でん施設、(リ)バリウム化合物製造施設					
		のうち、水洗式分別施設、(ス)廃ガス洗浄施設、(ル)湿式集じ					
		ん施設					
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	(イ)湿式アセチレンガス発生施設、(ロ)酢酸エステル製造施設					
		のうち、洗浄施設及び蒸留施設、(ハ)ポリビニルアルコール					
		製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設、(ニ)アクリル					
		酸エステル製造施設のうち、蒸留施設、は地塩化ビニルモノ					
		マー洗浄施設、(^)クロロプレンモノマー洗浄施設					
29	コールタール製品製造業	(イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設、(ロ)静置分離器、(ハ)タール酸ソ					
		ーダ硫酸分離施設					
30	発酵工業 (第5号、第10号及び第13号	(イ)原料処理施設、(ロ)蒸留施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)ろ過施設					
	に掲げる事業を除く。)						
31	メタン誘導品製造業	(イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸					
		留施設、(ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、					
		(ハ)フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設					
32	有機顔料又は合成染料の製造業	(4)ろ過施設、(1)顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水					
	A. D. LLING Moderal Str.	洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)廃ガス洗浄施設					
33	合成樹脂製造業	(イ)縮合反応施設、(ロ)水洗施設、(ハ)遠心分離機、(ニ)静置分離					
		機、(ホ)弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸					
		留施設、(ヘ)ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設、(ハカアオス)が低アオストスポルスス、人物は共産型のうち、					
		(ト)中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、 溶剤回収施設、(チ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理					
		俗利回収施設、切かりフケンの酸又はアルカリによる処理 施設、(リ)廃ガス洗浄施設、(メ)湿式集じん施設					
9.4	合成ゴム製造業	(4)ろ過施設、(1)脱水施設、(ハ水洗施設、(二)ラテックス濃縮					
34	「一口八口公表担果」	(4)つ					
		一施設、(ボ)ステレン・フタンエンコム、ニトリル・フタンエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分					
		離器					
35	有機ゴム薬品製造業	(イ)蒸留施設、(ロ)分離施設、(ハ)廃ガス洗浄施設					
36	合成洗剤製造業	(イ)廃酸分離施設、(中)廃ガス洗浄施設、(ハ)湿式集じん施設					
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業	(イ)洗浄施設、(ロ)分離施設、(ハ)ろ過施設、(ニ)アクリロニトリ					
0.	的0分(c)的/000000000000000000000000000000000000	ル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設、はアセトアル					
		デヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はト					
		リレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設、(ヘ)アルキル					
		ベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、					
		(ト)イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び					
		硫酸濃縮施設、(チ)エチレンオキサイド又はエチレングリコ					
		ールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設、(リ)2-エチ					
		ルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施					
		設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設、(メ)シクロヘキサノ					
		ン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、(ル)ト					
		リレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のう					
		ち、ガス冷却洗浄施設、(3)ノルマルパラフィン製造施設の					
		うち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコー					
		ル蒸留施設、切プロピレンオキサイド又はプロピレングリ					
		コールのけん化器、(カ)メチルエチルケトン製造施設のうち、					
		水蒸気凝縮施設、(3)メチルメタアクリレートモノマー製造					

		施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設、(タ)
		廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業	(4)原料精製施設、(中)塩析施設
38 Ø 2	界面活性剤製造業	反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装
		置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業	(イ)脱酸施設、(ロ)脱臭施設
40	脂肪酸製造業	蒸留施設
41	香料製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業	(イ)原料処理施設、(ロ)石灰づけ施設、(イ)洗浄施設
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業	(4)原料処理施設、(1)脱水施設
45	木材化学工業	フルフラール蒸留施設
46	第 28 号から前号以外の有機化学工業製品製造業	(イ)水洗施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)ヒドラジン製造施設のうち、 濃縮施設、(ニ)廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業	(イ)動物原料処理施設、(ロ)ろ過施設、(ハ)分離施設、(ニ)混合施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業	洗浄施設
49	農薬製造業	混合施設
50	有害物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設
51	石油精製業	(イ)脱塩施設、(ロ)原油常圧蒸留施設、(ハ)脱硫施設、(ロ)揮発油、 灯油又は軽油の洗浄施設、(お)潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チュ	直接加硫施設
	ーブの製造業、ゴムホース製造業、工業	
	用ゴム製品製造業、再生タイヤ製造業又 はゴム板製造業	
51 Ø 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造	ラテックス成形型洗浄施設
	業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又は ゴムバンド製造業	
52	皮革製造業	(イ)洗浄施設、(ロ)石灰づけ施設、(ハ)タンニンづけ施設、(ニ)クロム浴施設、(お)染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業	(イ)研摩洗浄施設、(ロ)廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業	(イ)抄造施設、(ロ)成型機、(ハ)水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業	バッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業	混合施設
57	人造黒鉛電極製造業	成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製 業	(小水洗式破砕施設、(n)水洗式分別施設、(ハ)酸処理施設、(ニ) 脱水施設
59	砕石業	(4)水洗式破砕施設、(1)水洗式分別施設
60	砂利採取業	水洗式分別施設
61	鉄鋼業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設、(ハ)圧 延施設、(ニ)焼入れ施設、(お湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業	(小還元そう、(ロ)電解施設(溶融塩電解施設を除く。)、(ハ)焼入れ施設、(ニ)水銀精製施設、(ホ)廃ガス洗浄施設、(ヘ)湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	(イ)焼入れ施設、(ロ)電解式洗浄施設、(ハ)カドミウム電極又は 鉛電極の化成施設、(ニ)水銀精製施設、(ホ)廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業	自動式洗びん施設
63 Ø 3	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業	(イ)タール及びガス液分離施設、(ロ)ガス冷却洗浄施設(脱硫
64 の 2		化水素施設を含む。) 水道施設等施設の浄水施設(浄水能力が 10,000m³/日未満を
		除く)である(イ)沈でん施設、(ロ)ろ過施設
65		酸又はアルカリによる表面処理施設

66		電気めっき施設
66 の 2		エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設 (前各
		号に該当するものを除く。)
66 Ø 3	旅館業	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗濯施設、(ハ)入浴施設
66 の 4	共同調理場に設置	ちゅう房施設(総床面積が 500m²未満を除く。)
66 Ø 5	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設(総床面積が 360m²未満を除く。)
66 の 6	飲食店(次号及び66の8号を除く)	ちゅう房施設(総床面積が 420m² 未満を除く。)
66 の 7	そば店、うどん店、すし店、喫茶店その 他	ちゅう房施設 (総床面積が 630m² 未満を除く。)
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、 その他の飲食店	ちゅう房施設(総床面積が 1,500m²未満を除く。)
67	洗濯業	洗浄施設
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院(病床数が 300 以上の病院)	(イ)ちゅう房施設、(ロ)洗浄施設、(ハ)入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設
69 の 2	中央卸売市場	(4)卸売場、(中)仲卸売場
69 Ø 3	地方卸売市場	(4)卸売場、(中)仲卸売場
70		廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
		第3条第14号に規定するものをいう。)
70 の 2	自動車分解整備事業	洗車施設(屋内作業場の総面積が 800m²未満を除く。)
71		自動式車両洗浄施設
71 の 2	研究、試験、検査又は専門教育を行う事 業場	(イ)洗浄施設、(ロ)焼入れ施設
71 の 3		一般廃棄物処理施設である焼却施設
71の4		産業廃棄物処理施設であるもののうち
		(イ)国、地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置する汚泥の脱水施設、汚泥の焼却施設、廃油の油水分離施設、
		廃油の焼却施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設、廃プ
		ラスチック類の焼却施設、汚泥、廃酸又は廃アルカリに 含まれるシアン化合物の分解施設
		(中)廃 PCB等、PCB汚染物又は PCB処理物の焼却施設、廃
		PCB 等、PCB 処理物の分解施設、PCB 汚染物又は PCB
		処理物の洗浄施設又は分離施設
71 の 5		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロ
		メタンによる洗浄施設
71 の 6		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロ
		メタンの蒸留施設
72		し尿処理施設(500人以下を除く。)
73		下水道終末処理施設
74		特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるも
		のを除く。)の処理施設
指定地	政令で指定された地域において、特定施	
域特定	設となる施設。	
施設	(201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽)	

資料3-17 水質汚濁防止法による一律基準

人の健康の保護に関する項目(有害物質)

[単位:mg/0]

項目	が ウシム 及びその 化合物※	シアン 化合物	有機燐 化合物 ^{硅1)}	鉛及びそ の化合物	六価クーム 化合物	砒素及 びその 化合物	水銀及び7 ドル水銀そ の他の水 銀化合物	アルキル 水銀化合 物	ポリ塩化	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
排出水 (許容限度)	カト゛ミウム 0.03	シアン 1	1	鉛 0.1	六価クロム 0.5	砒素 0.1	水銀 0.005	検出され ないこと	0.003	0. 1	0. 1
地下浸透水(許容限度)	0. 001	0. 1	0. 1	0.005	0.04	0.005	0. 0005	0. 0005	0. 0005	0.002	0.0005

項目	ジクロロメタン	四塩化 炭素	1, 2- ジ クロロエタン	1, 1-ジ クロロ エチレン	1, 2-ジ クロロ エチレン	1, 1, 1-ትሀ <i>ሳ</i> ロロエタン	1, 1, 2-トリク ロロエタン	1, 3-ジクロロ プロペン	チウラム	シマジン
排出水 (許容限度)	0.2	0.02	0.04	1	0. 4	3	0.06	0.02	0.06	0.03
地下浸透水(許容限度)	0.002	0. 0002	0. 0004	0.002	0.004	0. 0005	0. 0006	0. 0002	0. 0006	0. 0003

項目	チオベンカルブ	ベンセン	セレン 及びその 化合物		素及び /合物 ※		素及び 合物※	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物※	1, 4- ジ オキサン ※	塩化ビ ニルモ ノマー
排出水(許容限度)	0.2	0. 1	セレン 0.1	海域以外 ほう素 10	海域 ほう素 230	海域以外 ふっ素 8	海域 ふっ素 15	100 (注2)	0. 5	_
地下浸透水(許容限度)	0.002	0.001	0.002	0.	. 2	0.	. 2	アンモニア性窒素 0.7亜硝酸性窒素 0.2硝酸性窒素 0.2	0.005	0.0002

注1:パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。

注2:アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

※一部の業種について、暫定排水基準が設定されている。

生活環境項目の保全に関する項目

〔単位:mg/l (pH除く)〕

項目	水素イオン濃度 (pH)			酸素要求量 OD)		素要求量 OD)	浮遊物質量 (SS)	
	河川・湖	海域	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
許容限度	5.8~8.6	5.0~9.0	160	120	160	120	200	150

〔単位: mg/ℓ (大腸菌群数は個 $/cm^3$) 〕

項目	ルマルキザン 抽出物質 含有量(鉱 油類含有 量)	含有量(動	フェノール類 含有量	銅含有量	亜鉛 含有量 ※	溶解性鉄含有量	溶解性マルン	クロム 含有量	大腸菌群数	窒素含	有量※	りん含	有量※
許容	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均
限度	5	30	5	3	2	10	10	2	3,000	120	60	16	8

※一部の業種について、暫定排水基準が設定されている。

総量規制の算出に用いるC値 資料 3-18

(1) 化学的酸素要求量(COD)

| CODに係る総量規制基準の算定方法| |Lc=Cc・Qc×10⁻³ |または

Lc=(Cco・Qco + Cci・Qci + Ccj・Qcj) ×10⁻³
Lc=(Cco・Qco + Cci・Qci + Ccj・Qcj) ×10⁻³
Lc: 総量規制基準=CODの許容排出負荷量 (kg/日)
Cc(Cco)、Cci、Ccj: 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のCODの値 (mg/0)
Qc(Qco): 昭和55年6月30日より前に発生していた工程排出水の量 (m³/日)
Qci: 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに新・増設により増加した工程排出 水の量 (m³/日)
Qcj: 平成3年7月1日以降 (一部の業種については平成8年9月1日以降)、新・増設により増加した工程排出水の量 (m³/日)

, 7	. 1	0.1	7	0.7	2.4	2.4	57	0.5	Ç. 3	0.5	C.J			ر.ي	C- 5	C·3	0.5	7.		7	7	7
		副						0 平成8年9月1日以後に特定 施設の設置又は構造等の変更	する特定排出水 誇の設置又は構	より同日以後新	内事業場となり 7は、特定排出	く特定排出水の	坂8年9月1日	なに宋の画」 かんしん	ノ。/ に8.5~に7、にナ1.5版 素要求量(3)の欄の値は、30と	420						
		(3)	Cc j	09	09	20	30	20									30	30	2	80	20	20
COD	(mg/0)	(2)	Cci	02	09	20	40	08									40	40	O.F	80	98	30
	,	(1)	Cco	70	09	20	20	30									40	40	P	80	20	40
	とはみそうな男米	業種での他の区分		畜産農業	天然ガス鉱業	非金属鉱業	部分内・冷凍肉製造業又は肉加工品 製造業	乳製品製造業									畜産食料品製造業(前2項に掲げる *のを除く)	りでである。		寒天製造業	魚肉ハム・ソーセージ製造業	水産練製品製造業(前項に掲げるも
	整理	番号		2	3	4	5	9									7	α.	0	6	10	11

\sim	のを除く。)				
汇	冷凍水産物製造業	30	30	20	
汇	冷凍水産食品製造業	40	40	30	
オカ倉	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、 魚介類塩子でに掲げるものを除き、 魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30	
mu□	野菜缶詰·果実缶詰·農産保存食料 品製造業	09	30	30	
ш,	野菜漬物製造業	40	40	30	
Π,	味そ製造業	70	70	30	
	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	
	うま味調味料製造業	20	20	20	
	ソース製造業	30	30	30	
١.	食酢製造業	40	40	30	
. ~	砂糖精製業	40	40	30	
,	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	20	30	
_	小麦粉製造業	30	30	30	
,	パン製造業	30	30	20	
٠.	生菓子製造業	40	40	30	
	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	
	米菓製造業	40	40	40	
	パン・菓子製造業 (整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30	
1	植物油脂製造業	40	40	30	
ilmi t	動物油脂製造業	40	40	30	
	食用油脂加工業	40	40	30	
	ふくらし粉・イースト・その他の酵 母剤製造業	110	100	90	
1.414	穀類でんぷん製造業	50	90	40	
1.1	麺類製造業	30	30	30	
	豆腐・油揚製造業	30	30	30	
	あん類製造業	09	09	40	
	冷凍調理食品製造業	50	20	20	
~, .	惣菜製造業のうち煮豆の製造に係 るもの	30	30	30	
. , ,-	清凉飲料製造業	30	20	20	
	果実酒製造業	30	30	30	
	ビール製造業	30	30	30	

	,	00	00	89	機権工業(強性番与220/47)40則項 30 30 サガトはディュ のもなく	
蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20	1		
スタントコーヒー製造業	20	20	20	69	くば不朽 ナッフ 製造業 40 40 40 # 10	日 日 7
合飼料製造業	20	20	20	7.1	合板製造業(集成材製造業を含む。) 30 30 30 接着機洗浄水をが 又はパーティクルボード製造業	へか循版 するもの一个学的 懸素 財子
単体飼料製造業	20	20	20			がだがれた
有機質肥料製造業	20	20	20		O順序に従い する	0, 10,
製造業	30	20	20	75	大杉薬品処理業	
生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	30	30	30	76	1 2 2 20 2 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	
繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に なるものみびな服その他の繊維製品に なるものを除く 以下・の寿におい	80	80	70	2		
ジャ系へ。ターージタにおい。)				22	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 60 60 60 製造業でサルファイトパルプ製造	
繊維工業で麻製繊工程に係るもの	90	90	06		工程に係るもの	
繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付 帯して行われる加工処理工程(以下この表において「染色整理工程(は下しておいて「染色整理工程(は下して出しまして、)を今ま、)	40	40	30		50 50	
毎上価」と、ソシノと百ピ。/ もの				42	バルブ製造業、洋紙製造業又は被徴 140 130 120 製造業で未さらしケミグランドパ	
繊維工業で織物機械染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程 を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	08	80	08	Q	ルプ製造工程又は未さらしセミケ ミカルパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。) パルプ制浩業 注紙制浩業▽は括紙 80 80 80	
繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	06	06	06		3	
繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程 を含む。)に係るもの	09	20	20		Xはさらしセミケミカルバルブ製造工程(前工程の未さらしセミケミ カルパルプ製造工程を含む。) に係	
繊維工業でニット・レース染色整理 工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	20	20	20	81	3.5 ひの パルブ製造業、洋紙製造業又は板紙 60 50 40 製造業で未さらレクラフトパルプ 割出下却でなるよってが高います。	
着後、で理、	06	06	08	68	宝に	いてドラム型茶
थाति था	02	02	09	0	2	海 後を使用しているものにあっては、化学的酸素要求量(1)のは、化学的酸素要求量(1)の値の値は、80とよの
繊維工業でフェルト製造工程に係 るもの	40	40	40	α α	次年1年2日20~1~11~20日2年1年1日20~1~11~20日2年1日20~1~11~20日2年1日20日2日20日2日20日2日20日2日2日2日2日2日2日2日2日2日2日	9
繊維工業で上塗りした織物及び防 水した織物製造工程に係るもの	40	40	40	3	3	
繊維工業で繊維製衛生材料製造工 程に係るもの	40	40	40	84	ものを除く。) ペルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 90 90 80	

09

59

64

63

62

61

65

99

29

51

55

> 49 20

48

47

45 46

44

22

58

	製造業で古紙を原料と。し脱インキ					101	製版業 50 50 50	
	又は漂日を行うパルブ製造工程(前) 工程の離解工程を会む。) 7 なんま					102	窒素質・りん酸質肥料製造業 30 30 30	
						103	複合肥料製造業 30 30 30 30	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙 製造業で木材又は古紙以外のもの	100	100	02		104	化学肥料製造業(前2項に掲げるも 30 30 30 のを除く。)	
	を原料とするパルプ製造工程に係るまの					105	ソーダ工業 20 20 20 20	
	3 5 6 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	C	5	5		106	電炉工業 20 20 20 20	
98	が、数 は米、下が数 は米くら をが 製造業でグランドペルプ、リファイ ナーグランドペルプ なは サーモメ カニカルペルプを主原類とする 洋 競製造工程(前工程のグランドペル ア、リファイナーグランドペル	000	04	04		107	無機顏料製造業 20 20 20 20	黄鉛製造工程を有するものにあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
	はサーモメカニカルパルプ製造工 程を有するものに限る。) に係るも の					108	無機化学工業製品製造業(前3項に 20 20 20 掲げるものを除く。)	(1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(額料を除く。) 製造工程にあっては、化学的酸
87	二 	30	20	20				素要求量の欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、 70、70、60とする。
	(2)	20	20	20				(2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄 工程を有する硫酸製造工程にあっては、化学的数素要求基の偏向値は、か、 ジャの間、
88	パルプ製造業、(1) 日平均排水 洋紙製造業又は 量 30,000 m 3 片統制 法 場 ご に こ ま の	40	40	40		001	万油化沙玄其磁制品制治粪冶脂肪 60 60 00	ん70と70回側の順片にない、50、50、50とする。 (1) 書融禁道品会有排水を排
	(2)	09	40	40) 	1.11 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.	1
88	機械すき和紙製造業	09	09	09	パルプ製造工程を有するもの にあっては、化学的酸素要求 量(1)の欄の値は、70とする。			た、 この、この この この この この この この
90	手寸き和紙製造業	90	90	80				デヒドの製造工程にあっ アキ ル学的職業曲お皇の
91	筬	20	20	20				(14、17十三) 既然 安永 単り 欄の値は、 それ ぞれ が 回欄 の
92	段ボール製造業	40	40	40				順序に従い、100、80、80
93	重包装紙袋製造業	70	70	70				ハッ つ。 (3) エアクロルトドリン製治
94	セロファン製造業	40	40	40				工権にあっては、化学的験
66	乾式法による繊維板製造業	40	40	40				素要求量の欄の値は、それがより回婚の個をできた。
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを 除く。)	80	80	09			4. II. 27. 17. 47. 44 view 1. day 1. day 21. 21. 21. 21. 21. 22. 24. 24. 24. 24. 24. 24. 24. 24. 24	140、130、130とする。
26	パルブ製造業、紙製造業又は紙加工 品製造業(整理番号76の項から前項 までに掲げるものを除く。)	30	30	30		110	右油化子永基確製品製造業で壊込 50 50 30 中間物・合成染料・有機顔料製造工 程に係るもの	ロ灰染料×はむ灰染料中面物の製造工程になってば、化学的酸素要求量の欄の値は、それが光光が上間をあるがあれた。 カゲガロ腫の個形がある。 カボデオ かんかい
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷 オスチのな会ま。)	20	20	20				190、190、180とする。
	りつものな古む。)					1111	石油化学糸基礎製品製造業でブラ 30 20 20	メチルメタクリレート極脂又

	合成染料又は合成染料中間物 の製造工程にあっては、化学 的酸素要求量の欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従い、 190、190、190とする。	(1) メチルメタクリレート樹脂 又はアクリロニトリル・ブタジェン・スチレン 共重合格 脂の製造工程にあっては、化学的酸素 要求量の欄の値は、それぞれ同欄の便序に従い、70、50、50とウム。 (2) 硝酸セルロースの製造工程にあっては、化学的酸素 要求量の桶の値に、化学的酸素 要求量の桶の値に、それぞれ同欄の値にだい、60、60、50とする。	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値に、それぞれ同欄の順序に 従い、70、70、70とする。 クロロプレンゴム製造工程にあっては、 化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130とする。	(1) 有機ゴム薬品製造工程に あっては、化学的酸素要求 量の欄の値は、それぞれ同 種の順序に従い、280、270、 270とする。 (2) 有機農薬原体製造工程に 方 有機農薬原体製造工程に あっては、化学的酸素要求 量の欄の値は、それぞれ同 棚の順序に従い、180、180、 160とする。			アクリル系繊維製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順 库に従い、60、40、30とする。	
120	30	20	40	20	20	30	20	30
120	20	20	40	20	30	30	20	40
120	50	30	40	20	20	30	30	40
コールタール製品製造業	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	プラスチック製造業	合成ゴム製造業	有機化学工業製品製造業 (整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	レーヨン・アセテート製造業のうち レーヨンの製造に係るもの	レーョン・アセテート製造業のうち アセテートの製造に係るもの	合成繊維製造業	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業
118	119	120	121	122	123	124	125	126

スチック製造工程に係るもの 石油化学系基礎製品製造業で合成 40 40 ゴム製造工程に係るもの 石油化学系基礎製品製造業で有機 50 50 化学工程に係るもの 間地工程及場合成立ム製造工程 ク製造工程及び合成立ム製造工程 予解く。)に係るもの 方油化学系基礎製品製造業(整理番60 40 926)項から前項までに掲げるもののを除く。) 方油化学系基礎製品製造業(整理番60 40 00を除く。) オタン誘導品製造業 発酵工業 発酵工業 発酵工業 経酵工業 1100 1100	はアクリロニトリル・ブタジェン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれのお同欄の順序に従い、70、70とする。	(1) (2) (2) (4) (2) (4) (4) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	(1) 有機ゴム薬品製造工程に あっては、化学的酸素要求 量の欄の値は、それぞれ同 種の順序に従い、270、260、 260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程に あっては、化学的酸素要求 量の欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、180、180、 160とする。		(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値には、それぞれ同欄の順序に変し、190とする。 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の偏方(従い、100、80、80とする。 140、130、130とする。		
スチック製造工程に係るもの 石油化学系基礎製品製造業で合成 40 ゴム製造工程に係るもの 化学工業製品製造工程(脂肪族系中 間物製造工程、環式中間物・合成染 料・有機質料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程 を除く。)に係るもの を除く。)に係るもの 脂肪族系中間物製造業(整理番 60 クを除く。) 脂肪族系中間物製造業(整理番 60 クを除く。) 脂肪族系中間物製造業(整理番 33 メタン誘導品製造業 83 2 タン誘導品製造業 83 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		40	20	40	50	20	110
スチック製造工程に係るもの 石油化学系基礎製品製造業で合成 石油化学系基礎製品製造業で合成 化学工業製品製造工程(脂肪族系中 間物製造工程、環式中間物・合成染 料・有機質料製造工程、環式中間物・合成染 料・有機質料製造工程、プラスチッ ク製造工程及び合成ゴム製造工程 を除く。)に係るもの のを除く。)に係るもの 脂肪族系中間物製造業(整理番 号109の項から前項までに掲げるも のを除く。)に係るもの 脂肪族系中間物製造業(整理番 号109の項から前項までに掲げるも のを除く。)		40	20	40	09	30	110
		40		09	60	30	120
111 111	チック製造工程に係るも	油化学系基礎製品製造業でム製造工程に係るもの A製造工程に係るもの			115 脂肪族系中間物製造業	タン誘導品製造	米階

																								ークスをを有するものにあって、おが作させます。	っては、化字的酸素要水重の 欄の値は、それぞれ同欗の順 序に従い、40、30、30とする。					
10	40	20	4	100	20	10	10	10	10	10	10	20	30		10		10	10	10	20	20	20		10	八零世	20	10	20	20	20
10	40	20	-		20	10	10	10	10	10	10	20	30		10		10	10	10	20	20	20	20	10		20	10	20	20	20
10	09	20	4	100	20	10	10	10	10	10	10	20	30		10		10	10	10	20	20	20	20	10		20	10	20	20	20
自動車タイヤ・チューブ製造業	ゴム製品製造業でラテックス成型 型洗浄工程に係るもの	ゴム製品製造業(前2項に掲げるも	<i>い</i> を深く。) よい、中観が第	なめし卑製造業	毛皮製造業	板ガラス製造業	板ガラス加工業	ガラス製加工素材製造業	ガラス容器製造業	理化学用・医療用ガラス器具製造業上・日・二・二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		ガラス繊維(長繊維に限る。)・同 製品製造業	ガラス繊維・同製品製造業(前項に	掲げるものを除く。) ※	ガラス・同製品製造業(整理番号126)の頃かで前角またに掲げるよう	(学者) というない こうじょう (学者) (学者) (学者)	生コンクリート製造業	ンクリート製品製造業	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	黒鉛電極製造業	砕石製造業	鉱物・土石粉砕等処理業	うわ薬製造業	高炉による製鉄業		フェロアロイ製造業	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)とよるものに限る。)を含む。)によるものに限る。)	熱間圧延業(整理番号182の項及び 同183の頃に掲げるものを除く	
151	152	153		154	155	156	157	158	159	160	161	162	163		164		165	166	167	168	169	170	172	173		175	176	178	179	180
					設に係る量にあっては、化学的数学を表表を表現の関係を	1707年2 - 101/14/16/17 - 12/1	1					がが数点工程にあっては、に 学的酸素要求量の欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、	60、60、50とする。												潤滑油製造工程を有するもの にあっては、化学的酸素要求 量の欄の値は、それぞれ同欄	の順序に従い、30、30、30と		80~Cは、化子的酸素要求量の備の値は、それぞれ同構の順序に従い、40、40、40とする		
10	40	40	30	09			30		+					20	110	20	-	20	20	10	40	130	40		20		30		06	20
10	40	40	40	70			30							30) 110	30	-	30	20	10	40) 170	40	-	20		30) 180	70
10	40	40	40	70			30	30	20	09	20			30	120	30	_	30	20	10	40	170	<u>j</u> 40		20		30		180	70
石けん・合成洗剤製造業	界面活性剤製造業(前項に掲げるも のを除く。)	途料製造業	印刷インキ製造業	医薬品原薬・製剤製造業			医薬品製剤製造業	生物学的製剤製造業	生薬・漢方製剤製造業	動物用医薬品製造業	火薬類製造業			農薬製造業	合成香料製造業	香料製造業(前項に掲げるものを除く)	年間 日本により マック・ガン	化粧品・蜜磨・その他の化粧用調整 品製造業	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製 造業を含む。)	写真感光材料製造業	天然樹脂製品,木材化学製品製造業	イオン交換樹脂製造業	化学工業 (整理番号102の項から前	に掲げるものを深く。)	石油精製業		潤滑油製造業(前項に掲げるものを		クス製造業	コークス製造業

	同183の項に掲げるものを除く。)						を処理することができる方法
181	冷間ロール成型形鋼製造業 20		20	20			により下水を処理するものに一なった。 ケ沙名物 東田 中
182	鋼管製造業 20		20	20			85、12十13段米 文学 単の欄の値は、 それぞれ回欄の
183			10	10			順序に従い、15、15、15とす
184			10	10 公司 210	-	-	
185	引拔鋼管製造業 10		10	上版即光米十回畫畫	50 20年(加新90 30	_	
186	仲線業		10	10 年法律第160号)	ナ攻や女は(品が129~30~30~30))第6条に規定する	7	
187	ブリキ製造業		20	20			
188	亜鉛鉄板製造業 20		20	20 212 弁当仕出屋又は弁当	t 弁当製造業 50 40	30	
189	めつき鋼管製造業 20		20	20 213 飲食店	50 40	30	
190	めつき鉄鋼線製造業 20		20	20			フバフを守石値かは出するにのにをしたは、一人学的概要
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187 20 の項から前項までに掲げるものを		10	10			求量(1)及び(2)の欄の値は、30 とする。
100	除く。)		-	214 宿泊業	20 40	08 0) 平成18年2月1日以後に設置した1 1 7 1 6 1 6 1 1 7 3 1
192		_	10	10			のにあっては、化学的酸素型のにあっては、化学的酸素型
194				10			米重(1)及び(2)の欄の値は、3 ソセん
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号			10 215 リネンサプライ	(業 40 40) 30	
	197の頃に掲げるものを除く。)			216 洗濯業	掲げるものを除く。) 40 40	30	
196	(12)		10	10 218 写真業 (写真現像	(像・焼付業を含む。) 60 60	09 (
197	可鍛鋳鉄製造業		10	自動車	20		
198			10	10 220 病院		-	
199	鉄鋼業 (整理番号173の項から前項 10 までに掲げるものを除く。)		10		-	-	
200	非鉄金属製造業 10		10	10	50.77 ガジネガ 1 女 5 算定方法により算		ショダにたららは危を行う。 し尿浄化槽より高度にし尿物
201	電気めつき業 40		40	40 定した処理対象 * の7 個 × り	良人員が501人以上の		処理することができる方法に トゥー 医な知曲 ナマキのにま
202	VI		10	10 B 07 C PK S S S J			マックボやが強っのものためったが、 化学的酸素要求量の 幅の値は、 それぞれ 同欄の順
203	一般機械器具製造業 10		10	110			序に従い、25、25、25とする
204			20	20 222 し尿浄化槽(建	築基準法施行令第32 50 50	30	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造 業(前項に掲げるものを除く。)、 電気機械器具製造業又は情報通信 機械器具製造業		10	10	条男1 頃の衣に私たりる身に力法により算定した処理対象人員が201人以上200人以下のものに限る。)		# 1292年か1週日~17つ間 のものにあっては、化学的 酸素要求量の欄の値は、そ れぞれ同欄の順なに従い、 70 70 40 + 7×
206	輸送用機械器具製造業 10		10	10			(2) 平成18年2月1日以後
207	精密機械器具製造業 10		10	10			設置したものにあっては、
208	ガス製造工場 20		20	20			15子50酸米酸米重(1/次で) (3)の欄の値は、30とする
209	下水道業 20		20	20 標準活性汚泥法その他これと 同程度に下水を処理すること ができる方法より高度に下水	(し尿浄化槽に係るもの 40 30	02 20	
		-	_				- 1

) 40) 10		
50 50	.0 1(
(b) 生活排水に 係るもの(日 平均排水量 400m ³ 未満の もの)	(1) (1)から(6)ま でに分類され ないもの		t準の算定方法]
		2)窒素含有量	窒素に係る総量規制基準
(1) 程(2) (2) 行(4) (2) 行(4)	がなる 単ん 本語 の 単 本 ままっき ままっき ままっき ままま かいしょう しょう かいしょう はい かいしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	命をつばを発送を表しています。	
化学的酸素要求量(1)の 値は、50とする。 和62年6月30日以前に されたもの((3)に ざるものを除く。)にあ	1、化学的酸素要 翼の値は、40とす 性消化法、好気 当十穀化計のは	能な験に依えば おに凝集処理法 5法より高度に	単することがで

2n $10n \times 10^{-3}$ $2n \times 10^{-3$

业

靊

窒素 含有量 (mg/0)

業種その他の区分

Cni

Cno 09 09 15

9 9 15

10

30

部分内・冷凍内製造業又は内加工品製造 業

天然ガス鉱業

畜産農業

非金属鉱業

10

20 30

10

(前2項に掲げるもの

10 10 10

20

20 45

魚肉ハム・ソーセージ製造業

水産缶詰・瓶詰製造業

寒天製造業

畜産食料品製造業 を除く。)

乳製品製造業

(前項に掲げるものを

水産練製品製造業 除く。) 冷凍水産物製造業

20

10 10 10

45

45 45

水産食料品製造業 (整理番号8の項から 前項までに掲げるものを除き、魚介類塩 干・塩蔵品製造業を含む。)

冷凍水産食品製造業

(2) [経] Ln=Cn 法 上n=(C) Ln:(C) Cn (C)	d	Oni:		1	翼 中国	毎万		2 g 4	2	9 2	6	11	13	14
は、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、50とする。制の値は、50とする。設置されたもの(3)に対しては、化学的酸素要求量(2)の欄の値は、40とする。っては、化学的酸素要求量(2)の欄の値は、40とする。所に洗い。 原表を加速がある。 とができる方法により に変を処理法を加えた方法より 高度にし戻を必用することができる方法によりに終を処理がある。 いまを他種することができる方法によりに終を処理がある。 10とする。 20、10とする。														
(3)	30 30	20 20	20 20	40 40	40 40	20 20	20 20	20 20	10 10	30 30	10 10	10 10	30 30	
	30	20	20	40	40	20	20	20	10	30	10	10	30	
			産業廃棄物処理業(前項に掲げるも のを除く。)	業				試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則 (昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2に掲げるものをいう。)	(1	(2) 女類・その他 の繊維製品製 造業に係るも の	(3) 石こう製品製造業に係る	もの (4) 上水道業又 (注) 大工業用水道 巻に依えまの	(5) 生活排水に 係るもの (日 またま)	半 3g 排 水 重 400m³以上の きの)
	ごみ処理業	廃油処理業	産業廃棄物処 のを除く。)	死亡獣畜取扱業	舎屋 る	中央卸売市場	地方卸売市場	試験研究機関規則 (昭和464合第2号)第1をいう。)	前各項に分類さ れないもの					
	224	225	226	227	228	229	230	231	232					

回来					• 1.0
14 17 41 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14		_		51	- 生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。) 20 10
對 来價物製店業	. ,		10	55	繊維工業 (整理番号51の項に掲げるも
味そ製造業	,	20	10		及び衣服その他の繊維製品に係るもの
しょう油・食用アミノ酸製造業	7	45	10		か深へ。以下この表においた同じ。)で 裁4丁串で <u></u> なとさ <i>も</i>
うま味調味料製造業	-	20	10	7.7	
ソース製造業	3,1	20	10	0 10	製品 大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大
食酢製造業	.,	20	10	ဂ် 	数括 コギ 、 し 横 な 波 改 米 口 垂 伯 コ
砂糖精製業	3,1	20	10		他の染色整理工程に付帯して行われる。 地下的組工程(パトトの書におい、アー発)
ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造	継	20	10		加工を揺工権(次「この女にない、、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
小麦粉製造業		20	10		を含む。)に係るもの
パン製造業	,,	20	10	29) 繊維工業で織物機械染色整理工程(染色 22 10 綿織物捺染工程にあっては、
生菓子製造業	-	20	10		
ビスケット類・干菓子製造業	3,1	20	10	09	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染 25 10
米菓製造業		20	10		色整理工程付帯加工処理工程を含む。)
パン・菓子製造業(整理番号25の項から 前項までに掲げるものを除く。)		20	10	61	
	1	20	10		(染色整理工権付帯加工処理工権を含しな。)に係るもの
動物油脂製造業	3,1	20	10	62	
食用油脂加工業		20	10		(染色整理工程付帯加工処理工程を含) で 6 えょん
ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤 製造業		20	10	63	
穀類でんぷん製造業	37	20	10		` `
麺類製造業	37	20	10	64	
豆腐・油揚製造業		30	10	69	繊維工業でフェルト製造工程に係るも 20
あん類製造業	3,1	20	10		9
1		30	10	99	5. 繊維工業で上途りした織物及び防水し 20 10 た織物制等工程に依えまの
惣菜製造業のうち煮豆の製造に係る の	ب	20	10	29	後緒工業に成れる
清涼飲料製造業		20	10	09	新谷口の労働権人権
果実酒製造業	3	20	10	Ó	
ビール製造業	7	20	10	69	
	,		10	71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又 20 10 10 10 10 10 10 10 1
混成酒製造		20	10	_ t	はベーンインアやート教局米十十村口を自第
インスタントコーヒー製造業		20	10	75	不付果品处理業 20
配合飼料製造業	,		10	92	
車体崩科製造業 	- 1		10	77	パルプ製造業、洋紙製造業又は
有機質肥料製造業	, ,	20	10		業でサルファイトパルプ製造工程に係

(1) 窒素又はその化合物を原 料として使用するものに あっては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同種の順 た? なれぞれ同種の順 は、窒素合有量の欄 は、窒素合有量の欄 は、窒素合有量の欄の値 は、それぞれ同欄の順 は、をない、15とする。 は、窒素合有量の欄の値 は、窒素合有量の欄の値 は、窒素合有量の欄の値 は、発えたれ同欄の順序に ない、850、850とする。			窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。						医薬品原薬製造工程(窒素又 はその化合物を原料として使 用するものに限る。)にあっ ては、窒素含有量の欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 25、20とする。									
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
有機化学工業製品製造業 (整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	レーヨン・アセテート製造業のうちレー ヨンの製造に係るもの	レーヨン・アセテート製造業のうちアセ テートの製造に係るもの	合成繊維製造業	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	石けん・合成洗剤製造業	界面活性剤製造業 (前項に掲げるものを 除く。)	途料製造業	印刷インキ製造業	医薬品原薬・製剤製造業	医薬品製剤製造業	生物学的製剤製造業	生薬・漢方製剤製造業	動物用医薬品製造業	火薬類製造業	農薬製造業	合成香料製造業	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製
122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140

窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、 いて使用するものにあっては、 窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50 とする。		窒素又はその化合物を原料又 は乳化助剤として使用するも のにあっては、窒素含有量の 欄の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、50、40とする。	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。		(1) 窒素又はその化合物を原 料として使用するものに あっては、窒素含有量の欄 の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、50、40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排 出する工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順				金素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、 窒素含有量の欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 60、50とする。	窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序にが、50、40とする。	窒素又はその化合物を原料又 は乳化助剤として使用するも のにあっては、窒素含有量の 欄の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、50、40とする。
10	10	10	10	10	10	10	10	800	10	10	10
15	15	15	15	15	15	15	15	800	15	15	15
石油化学系基礎製品製造業で環物・合成染料・有機顔料製造工程もの	石油化学系基礎製品製造業でプラスチ ック製造工程に係るもの			石油化学系基礎製品製造業(整理番号 109の項から前項までに掲げるものを除 く。)	脂肪族系中間物製造業	メタン誘導品製造業	発酵工業	コールタール製品製造業	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	プラスチック製造業	合成ゴム製造業
110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121

	未完				173	高炉による製鉄業	15	10 (1)	コークス製造工程にあっ
142		15	10						ては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に
143		15	10					(2)	(でv、 600、400とする。 ステンレス硝酸酸洗工程
144	14 天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10						を有するものにあっては、
145	15 イオン交換樹脂製造業	15	10						釜茶召有重の欄の個は、イカダル同櫓の個序に徐い
146	16 化学工業 (整理番号102の項から前項ま でに掲げるものを除く。)	15	10		i t	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、			55, 40 2 7 8°
147	1	0.6	10		c)	ゴーラー アー製 西米 (おお) はいいい	+	10	
148		20	10		176	によらない製鉄業(町埋に掲げるも 徐く。)	15 1	10	
149	く。)	009	400		178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含 1: チピ)又は電気炉(単独電気炉を含チピ)	15 1	10 スラ	ステンレス硝酸酸洗工程を有 するものにあっては、窒素含
150	50 石油コークス製造業	20	10			るものに限る。)		<u></u>	聞の値は、それがお
151	自動車タイヤ・チューブ	20	10					 ■ 0 2 。	ナにルド、 35、 40 6
152	52 ゴム製品製造業でラテックス成型型洗 浄工程に係るもの	20	10		179	熱間圧延業 (整理番号182の項及び同183 1. の項に掲げるものを除く。)	15 1	10 スツ	テンレス硝酸酸洗工程を有 るものにあっては、窒素含
153	33 ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを 除く。)	20	10					大量	有量の欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、55、40とす
154	54 なめし革製造業	07	10			(財田来日1090万万万109	_		光压的压力 "十一年日子"
155	毛皮製	20	10		180		ا دا	ار رہ	ノノアへら取取化工性を占ってものにあっては、窒素合
156	56 板ガラス製造業	20	10					<u> </u>	欄の値は、それぞれ
157	板ガ	20	10					<u></u> (単の)	ナに体い、 99、 40 8
158	ガラ	20	10		181	冷間ロール成型形鋼製造業 1	15 1	10 スジ	レス硝酸酸洗工程を
159	ガラス容器製造業	20	10					pot	のにあっては、窒素
160	30 理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10					中 車 回 便	量の欄の個は、んれんれ回り個屋に徐い、52 40ヶ中
161	31 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10					ξW	
162	ガラス繊維 製造業	20	10		182		15 1	10 スツ	テンレス硝酸酸洗工程を有るものにあっては、窒素含
163	ガラス繊維・同製品製造 るものを除く。)	20	10					作	懶の値は、それぞれ 序に従い、25、40と
164	34 ガラス・同製品製造業 (整理番号156の) 頂から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	•	183	伸鉄業	15 1	10 17 10 10	アンレス硝酸酸洗工程を
165	55 生コンクリート製造業	20	10					<u> ~</u> 	とうもしている。
166	コンク	20	10					(華)	ずに従い、55、40と
167	57 セメント製品製造業 (前2項に掲げるも のを除く。)	20	10	1	184	磨棒鋼製造業 1	15 1	10 % 7. %	レス硝酸酸洗工程を
168	88 黒鉛電極製造業	20	10					<u>を</u> 在	るものにあっては、窒素分量の糧の値は、タカゲを回
169		20	10					季	序に従い、55、40と
170	1124	20	10					0 1	そ 口が上 手が対象性が対象する。これで
172	72 うわ薬製造業	20	10		c81	51.炫婀官聚垣来 I.	15	10 7	アンレム朝戦戦沈山柱で有

素又はその化合物による表面処理施設を設置する表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。			(1) 民生用電気機械器具製造 工程 (窒素又はその化合物 による表面処理施設を設 置するものに限る。) にあ っては、密素含有量の欄の 値は、それぞれ同欄の順序 に従い、30、20とする。 っては、窒素含有量の欄の っては、窒素含有量の欄の が、それぞれ同欄の順序 ただい、30、20とする。	自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。	時計・同部分品製造工程 (時計側を除く。) にあっては、 窒素含有量(1)の欄の値は、30 とする。		(1) 標準活性汚泥法その他に れと同程度に下水その他に 地で窓上できる力力の を必定理するもの を必定理するもの。 をのを深く。)になって水 をのを深く。)になっては、 をのを深く。)になっては、 ものを深く。)になっては、 ものを深く。)になっては、 ものを深く。)になっては、 ものをなべ。)になっては、 ものをなる。 は、たれ回種の画のでは、、 は、ためをして、 が、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
	10	10	10	10	10	10	15
	20	20	20	20	20	20	25
	一般機械器具製造業	電子回路製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	精密機械器具製造業	ガス製造工場	下水道業
	203	204	205	206	207	208	209

するものにあっては、窒素合 有量の欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、55、40とす る。	ステンレス硝酸酸洗工程を有 するものにあっては、窒素含 有量の欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、55、40とす る。					ステンレス硝酸酸洗工程を有 するものにあっては、窒素含 有量の欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、55、40とす る。								ステンレス硝酸酸洗工程を有 するものにあっては、窒素含 有量の欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、55、40とす る。		窒素又はその化合物による表 面処理施設を設置するものに あっては、窒素含有量の欄の 値は、それぞれ同欄の順序に 従い、60、50とする。	(1) 溶融めっき工程 (窒素又 はその化合物による表面 ル理施設を設置するもの に限る。) にあっては、窒素含有量の欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、 60、50とする。
	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	15	15	15	15	15	30	15	15	15	15	15	15	15	15	20	20	20
	一	7 ブリキ製造業	3 亜鉛鉄板製造業	めつき鋼管製造業			2 鍛鋼製造業	3 鍛工品製造業	鋳鋼製造業	5 銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197 の項に掲げるものを除く。)	3 鋳鉄管製造業) 非鉄金属製造業		金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)
	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202

228	と畜場		25	15	
229	中央卸売市場		25	15	
230	地方卸売市場		25	15	
231	試験研究機関 (水質汚濁防止法施 第1条の2に掲げるものをいう。	(水質汚濁防止法施行規則 引げるものをいう。)	25	15	
232	前各号に分類さ れないもの	(1) 金属鉱業に係るもの	10	10	
		(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	20	10	
		(3) 石こう製品製造業に係るもの	10	10	
		(4) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	10	10	
		(5) 生活排水に係る もの(日平均排水量 400m ³ 以上のもの)	30	20	
		(6) 生活排水に係る もの(日平均排水量 400m3未満のもの)	40	20	
		(1) (1)から(g)までに 分類されないもの	10	10	

(3) りん含有量 [りんに係る総量規制基準の算定方法] Lp=Cp・Qp×10⁻³ または Lp=(Cpo・Qpo + Cpi・Qpi) ×10⁻³ Lp=(Cpo・Qpo + Cpi・Qpi) ×10⁻³ Lp:総量規制基準=りんの許容排出負荷量(kg/日) Lp:総量規制基準=りんの許容排出負荷量(kg/日) Cp(Cpo)、Cpi:業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のりん含有量の値 (mg/0) Qp(Qpo):平成14年9月30日より前にすでに発生していた工程排出水の量(m³/日) Qpi(qpo):平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排出水の量(m³/日)

奉	2.11分割分の数率	9 ん 含有量	る画の	
神中	来種 <i>て</i> の他の区分	(1)	(2)	三
		Сро	Cpi	
2	畜産農業	8	∞	
3	天然ガス鉱業	2	1	
4	非金属鉱業	1.5	1.5	
2	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工製造業	4	1	

											-	1 770 H		1207 F 17				<u> </u>
										業権その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第3条第3項第2号に規定する方式を引動を通信でするして発化情にの基準を満たす構造のし、原浄化槽より高度にし、限を埋することができる方法によりし、密をのは、密素含有量の欄のでき、それぞれ同欄の順序に、それぞれ同欄の順序に、こ、15とする。	業権その他の区分の欄に規定する表又は建築基準洗施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽上り高速を満たす構造が1の一限が作れまりの「よいの高をは、100mm+~・「ジュ・ス・コート)	を必埋することかでさる力法 によりし尿を処理するものに あっては、窒素含有量の欄の 値は、それぞれ同欄の順序に 従い、25、15とする。	嫌気性消化法、好気性消化法、 湿式酸化法又は活性汚泥法に 凝集処理法を加えた方法より 高度にし尿を処理することが	できる方法によりし するものに あっては、 始まの 横の 値は、 それぞれ同 横の 順序に 従い、 20、10と も。。				
15	15	91	15	91	15	15	15	15	15	20	20		15		91	15	20	15
25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	30	40		25		25	25	40	25
空瓶卸売業	共同調理場(学校給食法第6条に規定する施設をいう。)	弁当仕出屋又は弁当製造業			リネンサプライ業	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	自動車整備業	病院	し尿浄化槽 (建築基準法施行令第32条第 1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	し尿浄化槽 (建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した 処理対象人員が501人以上200人以下のものに限る。)		し尿処理業 (し尿浄化槽に係るものを除く。)		ごみ処理業			死亡獣畜取扱業
210	211	212	213	214	215	216	218	219	220	221	222		223		224	225	226	227

	業業 施計製造業(前2項に掲げるもの 8 1 施計製造業(前2項に掲げるもの 8 1.5 3 1.5 n製造業(前2項に掲げるもの 3 1.5 3 1.5 n製造業(前項に掲げるもの 3 1.5 4 1.5 調益業を含む。) 4 1.5 機構養を含む。) 4 1.5 標子である・異性化糖製造業 3 1.5 3 1.5 素素・素の・異性化糖製造業 3 1.5 3 1.5 素素・素の・異性化糖製造業 3 1.5 3 1.5 素素・養の・異性化糖製造業 3 1.5 3 1.5 素素・養の・異性化糖製造業 3 1.5 3 1.5 素素・養の・異性化糖製造業 3 1.5 6 1 製造業(機理番号25の項から 3 1.5 6 1 素素・養のを除く。) 3 1.5 製造業(機理番号25の項から 3 1.5 3 1.5 製造業(機理番号25の項から 3 1.5 6 1 調・ 2 1 1 経済素・機工業をのを除く。) 3 1.5 経理業・機工業・機工業・2 1 1 6 0 製造業(機工業・20世の酵母剤 3 1.5 6 0 2 1 1 6 0 2 2 1 6 0 2 3 1.5 6 0 2 3 1.5 6 0 2 4 1.5 6 0 2 5 1 6 0 2 6 1 6 0 2 7 7 ト・その他の酵母剤 3 1.5 6 0 2 8 1.5 6 0 3 1.5 6 0 3 1.5 6 0 3 1.5 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 7 1 2 5 6 0 7	次。新制注業	製造業	惣菜製造業のうち煮豆の製造に係るも 4 1.5		清涼飲料製造業 3 1.5	果実酒製造業 3 1.5	一ル製造業 3 1.5		蒸留酒・混成酒製造業 3 1.5	製法業 3 1	2 1	単体飼料製造業 2 1	有機質肥料製造業 2 1	たばこ製造業 2 1 2 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。) 2 1	雑工業 (整理番号51の頃に掲げるもの) 2 1 1	1 1	を除く。以下この表において同じ。)で 戦争で知いなメネル	c	7 C	殿稚二米(七蔵勿飯飯米巴治年二年(ツー2 1 0 抜き、精練漂白、シルケット加工その	の染色整理工程に付帯して行われる。	上沙雉1角(女トこの表において「米 	含む。) に係るもの	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色 5 1 まにおいましましまします。 こうじょう	亜上種付帯加工処理工種を買む。)に ろれの(前項に掲げるれのを除く。)	維工業で織物手加工染色整理工程(染 5 1		雑工業で綿状繊維・糸染色整理工程 5 1	(染色整理工権付帯加工処理工権を治し、)で係えなの	。/ こにゅつい 維下業でニット・レース塾	1	維工業で繊維雑品染色整理工程(染色 5 1		(形のもの) (現場) 大田 (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田)
(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	 乳製品製造業 香産食料品製造業 金産店 金屋房 金屋房 金屋房 金屋房 金屋房 金屋房 金屋房 金屋房 一大電機品製造業 日本の 日本の				9			لدٌ				딢					T		名表				和智	₹Ф	₩	l	と				→ c 40					
 乳製品製造業 香産食料品製造業(前2項に掲げるもの 8 1.7 を除く。) 水産布詰・瓶詰製造業 (前項に掲げるものを除き、魚介類塩 (対水産食品製造業 (対水産食品製造業 (対水産食品製造業 (対す、産産のは、大の水の・異性化糖製造業 (対す、薬で、物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 乳製品製造業 ・	36	35.	4(4,	45	45	44	45	46	47	48	46	2(5]	7.5	5		L	o L	<u>ب</u>				56		99	,	6]		9	5	65		
 乳製品製造業	 乳製品製造業 ・						5																													
 乳製品製造業	乳製品製造業 ・ 放産 会	-					1.				. 1															1					1					
乳製品製造業 を除く。) 水産缶詰・瓶詰製造業 海人へと・ソーセージ製造業 冷凍水産物製造業 冷凍水産物製造業 冷凍水産物製造業 (前項に 冷凍水産物製造業 (前項に (計算 (前項に (計算 (計算 (計算 (計算 ()) ()、・菓子製造業 ()、・東子製造業 ()、、・大、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	 監魔食料品製造業 を除く。) 水産缶請・瓶詰製造業 (前2項に 水産() 水産() 水産() 水産() () ()<td>L</td><td></td><td>(</td><td>က</td><td>က</td><td>3</td><td></td><td></td><td>က</td><td></td><td></td><td><u> </u></td><td></td><td>-</td><td>υ,</td><td>4</td><td>∞</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>33</td><td>3</td><td>33</td><td>3</td><td>9</td><td>3</td><td>3</td><td></td><td>4</td><td>2</td><td>33</td><td></td><td></td><td>3</td><td>3</td>	L		(က	က	3			က			<u> </u>		-	υ,	4	∞	3	3	3	33	3	33	3	9	3	3		4	2	33			3	3
6 7 7 7 9 9 9 9 9 9 9 10 10 11 12 12 13 14 15 16 16 17 18 18 11 11 11 11 11 11 11 12 13 14 15 16 17 18 11 11 11 11 11 12	الله المالية المالية المالية المالمان المالمان المالية المنالية المناجع المالية المالية المالية الما		(前2項に掲げるも	を除く。)	水産缶詰・瓶詰製造業	寒天製造業	魚肉ハム・ソーセー	水産練製品製造業(前項に掲げるも			冷凍水産食品製造業	水産食料品製造業 (整理番号 8計届キケア場所のよのを除き	,	野菜缶詰・果実缶詰		-	味く製造業	しょう油・食用アミノ		ン			ぶどう糖・水あめ・				ビスケット類・干菓	米菓製造業	ペン・菓子製造業(整理番号25の項か 前項までに掲げるものを除く。)			食用油脂加工	ふくらし粉・イースト 製造業			

																												りん又はその化合物を原料、 触媒又は中和剤として使用す
	1		1				1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	П	1	1	1	1	Н	1	1	1	Т	Н
	2		Z	\ -111 \	. 0		2	-D	2	2	2	2	2	2	2	2	2	S	2	2	2	2	01	2	2	2	2	2
程を含む。)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造	業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造 業でグランドパルプ、リファイナーグラ	ンドバルブ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のガミンドポープ。	のクレイスゲイ、カノアイレークレイ	製造工程を有するものに限る。)に係る もの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造	業で拝袱製造工程に係るもの(町場に掲げるものを除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造 業で板紙製造工程に係るもの	機械すき和紙製造業	手寸き和紙製造業	塗工紙製造業	段ボール製造業	重包装紙袋製造業	セロファン製造業	乾式法による繊維板製造業	繊維板製造業(前項に掲げるものを除 く。)	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号26の項から前項までに掲げるものを除く。)	印刷業 (新聞その他の出版物を印刷する ものを含む。)	製版業	窒素質・り ん酸質肥料製造業		化学肥料製造業 (前2項に掲げるものを 除く。)	ソーダ工業	電炉工業		無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	るのでである。 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系 中間物製造工程に係るもの
	85		98				28		88	68	06	91	92	93	94	92	96	26	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109
1		П	1	1	1	.	1	1	₩																_			
2				ĺ	1	İ			\vdash		\vdash				\vdash			\vdash			1		\vdash			\vdash		\vdash
1		2	2	2	2	2	2		2 1		2 1				2			2 1			2 1		2		_	2		2
繊維工業でフェルト製造工程に係るも	,		繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に 2 係るもの	繊維工業 (整理番号55の項から前項まで 2 に掲げるものを除く。)	一般製材業又は木材チップ製造業 2	合板製造業(集成材製造業を含む。)又 2 はパーティクルボード製造業	木材薬品処理業 2		がた二下によって 洋紙製造業又は板紙製造 2 イトペルプ製造工程に係	※ スプバングローングン教生工作にいるもの	2	<i>乗でクランドバルフ</i> 製造工権、リ <i>ファイ</i> ナーグランドパルプ製造工程フゖキー	ノッノンドバルク数は工性人はカートメカニカルパルプ製造工程に係るも		2	米へそのシントノイン・アンダル工程又は米なのしセッケッケアケンケブ	製造工程に係るもの(次項に掲げるもの を除く。)		ノ数垣上住を召む。) Xixらりした、クミカルパルプ製造工程 (前工程の未さらした、ケッカルパルプ製造工程を持工程を会した、カルパルプ製造工程を含	む。)に係るもの	2	* ご木ひの レクノ ノトハルノ 製造工権 に係ろよの (氷笛に掲げんものを除く)	2	米、いっとノイノー・パイ教は工程(間)工程の未ならしクラフトパルプ製造工				

				医薬品原薬製造工程 (9 A A はその化合物を原率として使用するものに限る。) になり になっ (4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	(は、9ん2月重(1)の棚の個は、4とする。																								
2 1	П	П						П	1	1	П	П	1	1	1		1	1	1	П	1	1	1	П	Н	-		-	-
 金もゆにあっては、りん含有 回順序に応いた。5.4 とする。 しん又はその化合物を原料、 もの原序に従いた。5.4 とする。 129 除水。) 130 印刷インキ製造業	2	2	2	23		c ₂ c	1 01	2	2	2	2	23	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	0.	1 C	1 0.	0
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(前項に掲げるもの	塗料製造業	印刷インキ製造業	医薬品原薬・製剤製造業	The the theory of the total will will be the total will be to total will be the total will be to	医栗品製剤製造業 任物等的割割割等業	, ごな <u>后</u> 教定来・漢方製剤製造	動物用医薬品製造業	火薬類製造業	農薬製造業	倍業 ::-::::::::::::::::::::::::::::::::::	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	写真感光材料製造業	大然樹脂製品・木材化字製品製造業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	前項	石油精製業	(前項に掲げるもの	ークス	コーク	動車タイヤ・チューブ	ム製品製造業でラテッ 工程に係るもの	ム製品製造業(前2項に掲げるもの	(水へ) (水水) (水水) (水水) (水水) (水水) (水水) (水水)	毛皮製造業	板ガラス製造業	板ガラス加工業
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	128	129	130	131		132	134	135	136	137	138	139	140	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157
	IN.		、物を原本、 した毎ヨキ	りん含有 ルぞれ同欄 4とする。			を原料、	使用す シッカー	で回輸	£ 2°			, to	/編/	ဂိ	1		7	~ 一 一	■ ° 。									<u> </u>
	るものには量のもの間を	の順序に依い、					りん又はその化合物が	角媒又は中哲剤としてろきのになって	量の欄の値は、それぞれ	の順序に従い、6.5、4と			りん又はその化合物を原料 触媒又は中和剤として使用	るものにあっては、のん含量の欄の値は、それぞれ同時では、	(2)順子に低い、0.3、4 C 9 7			りん又はその化合物を原料制件フォーを対し、	新祭人は下台皆のして好法 ゆものにもしたは、りん命	量の欄の値は、それぞれ同 の順序に従い、6.5、4とする									
1油化学系基礎製品製造業で環式中間 1.4 化学系基礎製品製造業で環式中間 1.4 化学系基礎製品製造業でプラスチン製造工程に係るもの 1.4 に (るものにない。自の構の値ではいます。	の順序に使い	のん又はその化命 無様又は中哲極		1	П	りん又はその化合	角媒又は中和剤としてるものにもって	量の横の値は、それが	の順序に従い、6.5	1		りん又はその化合 触媒又は中和剤と	るものにあっては、りん合量の欄の値は、それぞれ同ら幅をはない。「「」」	○/順けで1/k・、。		-	りん又はその化合作をひませた。	「	量の欄の値は、それぞれ同 の順序に従い、6.5、4とする	П	1	1		1	1	,	,	-
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		の順序に使い	2 1 9ん又はその化命 無様又は中哲智と	るものにあっては 量の欄の値は、そ の順序に従い、6.	2		2 1 りん又はその化合	角媒文は中和剤とんかのにあった。	量の欄の値は、そ	の順序に従い、6. 5	2		1 りん又はその化合 触媒又は中和剤と	るものにあっては、りん合量の欄の値は、それぞれ同句にない。「	り順かに近く。 1			2 1 9ん又はその化合 無押フュー計2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		量の欄の値は、それぞれ同 の順序に従い、6.5、4とする	1	2 1	2		2	2		7 7 0	7 7 0

	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1 りん又はその化合物による表面の曲権部を影響をある。	国応年施政を改員するものに あっては、りん含有量(1)の欄	の値は、4とする。	1 (1) 溶融めつき工程(9ん又) はタのか合物によるのかの	はこのに口物により対画を理解的をあり	に限る。)にあっては、り、今七号	ん 2 付 重	(1)シ属シ信は、4とうる。(2) アルマイト加工工程(9) ん又はその化合物による	表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、りん含有量(1)の欄の値は、	8 8 4 5 0 °	1	1 民生用電気機械器具製造工程 (9 ん又はその化合物による	表面処理施設を設置するもの 17個2 174 274 274 274 274 274 274 274 274 274 2	に取る。/ 「あめって、、、、から 合有量(1)の欄の値は、6とす	ν ₀		ん人はもの化中物による牧園処理施設を設置するものに限	る。)にあっては、りん含有	重(1)の欄の値は、4			5 (1) 標準活性汚泥法その他
					2																										1.
から前項までに掲げるものを除く。)	鍛鋼製造業 2	鍛工品製造業	鋳鋼製造業 2	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197 2 の項に掲げるものを除く。)		可鍛鋳鉄製造業 2	Link and the state of the state	鉄鰤業(整埋番号1/3の頃から町頃まで 27 場げんものを除く。)	非鉄金属製造業				金属製品製造業 (前項に掲げるものを除 2 く)						一般機械器具製造業 2		電子部品・デバイス・電子回路製造業(前 2 項に掲げるものを除く。)、電気機械器	具製造業又は情報通信機械器具製造業			輸送用機械器具製造業 2				密機械希共製店業 無過過	- 湯	ト水道業 2
	192	193	194	195	196	197		199	200	201			202						203	204	205				206			1	207	208	209
		1	1																												
1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-1		1	1	1	1	1	1	1		1	1
2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	-	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2	2	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	
158 ガラス製加工素材製造業 2 1 2 1	159 ガラス容器製造業 2 1	160 理化学用・医療用ガラス器具製造業 2 1	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業 2 1	。)•同製 2		げるものを除く。)		クリート製造業	告業	167 セメント製品製造業(前2項に掲げる 2 1 ものを除く。)		169 砕石製造業 2 1	170 鉱物・土石粉砕等処理業 2 1	172 うわ薬製造業 2 1	173 高炉による製鉄業 2 1		2	近業(転炉(単独転炉を 2 1 1 1 1 2 1 2 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3	2	整理番景182の項及び同183 2	5 ものを除く。) な型形鋼製造業	182 鋼管製造業 2 1	183 伸鉄業 2 1	184 磨棒鋼製造業 2 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	185 引拔鋼管製造業 2 1	186 伸線業 2 1	ブリキ製造業 2	188 亜鉛鉄板製造業 2 1	189 めっき鋼管製造業 2 1	190 めっき鉄鋼線製造業 2 1	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項

る技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりによりし尿を処理するものにあっては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、1とする。	嫌気性消化法、好気性消化法、 過式酸化法又は活性汚泥法に 凝集処理法を加えた方法より 高度にし尿を処理することが できる方法によりし尿を処理 するものにあっては、りん含 有量(1)の欄の値は、2とする。															
	1	2	2	1	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	2	1
	3	4	4	4	4	4	4	4	4	1	2	1	1	2	2	1
以下のものに限る。)	223 し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	224 ごみ処理業	225 廃油処理業	226 産業廃棄物処理業 (前項に掲げるものを 除く。)	227 死亡獣畜取扱業	528 と 音場	229 中央卸売市場	230 地方卸売市場	231 試験研究機関 (水質汚濁防止法施行規則 第1条の2に掲げるものをいう。)	232 前各項に分類さ (1) 金属鉱業に係る れないもの もの	(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	(3)石こう製品製造業に係るもの	(4) 上水道業又は工 業用水道業に係る もの	(5) 生活排水に係る もの(日平均排水量 400m3以上のもの)	(6) 生活排水に係る もの(日平均排水量 400m*未満のもの)	(1) (1)から(6)までに 分類されないもの

210 空瓶 卸売業 4 2 211 共同調理場 (学校給食法第6条に規定す 4 2 4 2 212 弁当仕出屋又は弁当製造業 4 2 4 2 213 飲食店 4 2 214 宿泊業 (前項に掲げるものを除く。) 5 1 215 りネンサブライ業 (お濯業 (前項に掲げるものを除く。) 5 1 216 洗濯業 (前項に掲げるものを除く。) 5 1 217 (お濯業 (前項に掲げるものを除く。) 5 1 218 写真業 (写真現像・焼付業を含む。) 4 2 220 病院 4 2 221 し尿浄化槽 (建築基準法施行令第32条第 4 2 4 2 221 し尿浄化槽 (建築基準法施行令第32条第 4 2 4 2 222 し尿浄化槽 (建築基準法施行令第32条第 4 3 5 かっては、りん香巾量の欄の巨に限る。) 6 たよりし尿を処理するものによいできる力は関の頂岸にはある。) 222 し尿浄化槽 (建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その他の区分の欄に規定するものにないできる力は、1項の表に規定する算定方法により算 する表又は建築基準法施行令第24により算 する表又は建築基準法施行令第25により算 する表又は建築基準法施行令 第25により算 また、2 業種との他の区分の欄に規定する質定方法により算 する表又は建築基準法施行令 第25に表別でする 1 項の表に規定する質定方法により算 また、2 業種との他の区分の欄に対す 2 とした、2 業種との他の区分の欄に対す 2 とものにより 2 とものに					いっている際本度を与っている。 このの際本度をあるからの順名であるをののできるできるなどののできるなどをはない。 高いないははいい。 高にはは、 動力とははいい。 動力とははいい。 動力とははいい。 動力とははいい。 動力をはるない。 要をはいるなどをを受けるない。 をなるなどとなる。 をなるなどならない。 をなるとなるとない。 をなるとなるとない。 をなるとなるなどとなる。 をなるとなるとなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をなる。 をなるとなる。 をなる。 をなるとなる。 をなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をなるとなる。 をな。 をなる。 をなる。 をなる。 をなる。 をな。 をなる。 をなる。 をな。 をなる。 をなる。 をな。 をなる。 をな。 をな。 をな。 をな。 をな。 をな。 をな。 をな
1 共同調理場 (学校給食法第6条に規定す 4 2 5 施設をいう。) 4 2 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4	210		4	2	
2 弁当仕出屋又は弁当製造業 4 2 3 飲食店 4 2 4 宿泊業 4 2 5 月本ンサプライ業 5 1 5 洗濯業(前項に掲げるものを除く。) 5 1 4 2 6 洗濯業(前項に掲げるものを除く。) 5 1 4 2 7 病院 4 2 1 し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その作業の上た処理対象人員が501人以上のもののしていったり算にした処理対象人員が501人以上のものもしたい。 3 ま種その作品は、それに限る。) 2 し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その作品は、それに限る。) 2 業種その作品は、それに限る。) 2 し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その作品は、それに限る。) 3 第2条第 にした処理対象人員が201人以上500人 第 第32条第 第2件	211	(学校給食法第6条に規定 う。)	4	2	
3 飲食店 4 を治業 5 リネンサプライ業 4 2 5 所羅業(前項に掲げるものを除く。) 5 1 8 写真業(写真現像・焼付業を含む。) 4 2 9 自動車整備業 4 2 1 上尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その作業の表に規定する質定方法により算定したの型は対象人員が501人以上のもののしている。 5 支板所上のしまたよりによりによりによりによりによりによっては、 2 上尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その代表のしたのとに対している。) 5 支板所上のしまたよりによりによりによりによりによりによりによりによりにない。 2 し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その代表した。 5 する表文は、 2 に限る。) 6 は、そまままない。 2 に限る。) 6 は、とまままない。 3 に限る。) 6 は、とまままない。 5 に限る。) 6 は、とまままない。 6 になる。) 6 は、とままなない。 7 方を表文は、 6 は、とままなない。 6 にた処理対象人員が201人以上500人 第32条第:	212	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	2	
1 信泊業 5 リネンサプライ業 5 1 5 洗濯業(前項に掲げるものを除く。) 5 1 8 写真業(写真現像・焼付業を含む。) 4 2 9 自動車整備業 4 2 1 原発化槽(建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その他でした処理対象人員が501人以上のもの方は、第32条第(201人以上のもの方は、201人以上のもの方は、201人以上のもの方は、201人以上のもの方は、201人以上のもの方は、201人以上のもの方は、201人以上のもの方は、201人以上のもの方は、201人以上のもの方は、201人以上のもの方は、201人以上のもの方は、201人以上のもの方は、201人以上のもの方は、201人以上のもの方は、201人以上のもの方は、201人以上のもの方により算度は、201人以上のもの方により算度にため理対象人員が201人以上500人方式。301人,501人对上500人方式。301人对上500人方式。301人对上500人方式。301人对上500人方式。301人对上500人方式。301人对上500人方式。301人对上500人方式。301人对上500人方式。301人对上500人方式。301人对上500人方式。301人对上500人方式。301人对上500人方式。301人对上500人方式。301人对上500人对上500人方式。301人对上500人方式。301人对上500人方式。301人对上500人对于500人对上500人对上500人对上500人对上500人对上500人对上500人对上500人对上500人对上500人对上500人对上500人对上500人对上500人对上500人对上500人对于500人对上500人对上500人对上500人对上500人对上500人对上500人对上500人对上500人对于500人对上500人对上500人对上500人对于500人对上500	213	飲食店	4	2	
5 リネンサプライ業 5 洗濯業(前項に掲げるものを除く。) 5 1 8 写真業(写真現像・焼付業を含む。) 4 2 9 自動車整備業 4 2 5 1 1 し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その他 1 し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その他 定した処理対象人員が501人以上のもの たりし局 あっては、 ではる。) 2 はになる。) 2 はでまた、 に限る。) 2 はは、それ 値は、それ 値は、それ でよりし を処理する でよりし を処理する でよりし を処理する でよりし を処理する でよりし を処理する でよりし を処理する でよりし を処理する でよりし を処理する でよりし を処理する でよりし を処理する でよりし を処理する でよりし を処理する でよりし をの相する がい、3、 変したのもにより算 にたりし をの理する でよりし をのは、それ をの理する がたい、3、 変したい、3、 変したい、3、 変したい、3、 をの理する がにい、3、 をの理する がにい、3、 をの理する がにい、3、 をの理する がにい、3、 をの理する がにい、3、 をの理する がにい、3、 をの理する がにい、3、 をの理する がにい、3、 をのは、それ をがまるとが、 をいまする をいまする がい、3、 をしたいとより算 をしたいとより算 をしたいとよりは をしたいとない、 をいまする がい、3、 をしたいとよりはい、 をしたい、 をいる をいる をいる をいる をいる をいる をいる をいる	214	宿泊業	4	2	
5 洗濯業(前項に掲げるものを除く。) 5 1 8 写真業(写真現像・焼付業を含む。) 4 2 9 自動車整備業 4 2 1 L尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その作業20人の長に限る。) 4 2 1 L尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その作品でした処理対象人員が501人以上のもののし尿浄化を20人の上尿浄化性(建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その化さい。) 5 2 2 L尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その作は、それで限る。) 6 は、それにいる。 2 L尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その作は、2 よんが、3 また、2 にた処理対象人員が201人以上500人 第32条第 第32条第 2 にた処理対象人員が201人以上500人 4 2 業種その作品がたい。	215	サプライ	2	1	
3 写真業 (写真現像・焼付業を含む。) 4 2 9 自動車整備業 4 2 1 応院企業を選挙法施行会第32条第 4 2 業種その他 (建築基準法施行会第32条第 4 2 業種その他 (正限る。) 4 2 業種をの他 (立た処理対象人員が501人以上のもの (立たりし) (立たり) (立	216	(前項に掲げるものを除く	2	1	
1 自動車整備業 4 2 1 応応 4 2 1 し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その他 1項の表に規定する算定方法により算	218	(写真現像・焼付業を含	4	2	
病院4 21 し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その他 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のもの 3技術上ので限る。)第32条第 32条第 (に限る。)に限る。)6 技術上ののし尿浄化質(建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その他 1 項の表に規定する算定方法により算 2 1 項の表に規定する算定方法により算 2 業種その他 1 項の表に規定する算定方法により算 2 業種その他 1 項の表に規定する算定方法により算 2 業種その他 1 項の表に規定する算201人以上500人 第32条第 第32条第	219	自動車整備業	4	2	
1 し尿浄化槽 (建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その他 1 項の表に規定する算定方法により算	220	病院	4		
し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第 4 2 業種その他 1項の表に規定する算定方法により算 する表又に定した処理対象人員が201人以上500人 第32条第:	221	し尿浄化槽 (建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上のものに限る。)	4		業権その他の区分の欄に する表文は建築基準法施行令 第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造 る技術上の直標でしい を心理がで着たり可度にし別 を処理するにとができる方法 たりし戻るにとができる方法 あっては、りん含有量の欄の 値は、それぞれ同欄の順序に 従い、3、1とする。
	222	尿浄化槽 (建築碁項の表に規定す した処理対象人	4		業種その他の区分の欄に規定する表文は建築基準法施行令 する表文は建築基準法施行令 第32条第3項第2号に規定す

資料3-19 汚濁負荷量の測定手法(化学的酸素要求量・窒素含有量・りん含有量)

	付る一	10 171207		(化子的胺杀安尔			n <u> </u>
		適用条件	日平均排水量	日平均排水量		特定排出水が明らか	その他
計	則方法・ク	頻度	400m ³ /目以上	400m ³ /日未満	400m ³ /目以上	400m ³ /日未満	(差し引き方法)
汚染状態の計測-		自動計測法	0	0	-	ı	0
方法<化学的酸素要求量		- 及び指定計	(1)によることが技術 的に適当でない場合 その他(1)によりがた いと認められる場合 可能	0	-	-	(1)によることが 技術的に適当で ない場合その他 (1)によりがたい と認められる場 合可能
・窒素含有量・りん		計測法(※)]以上試料採	都道府県知事が定め る場合可能	0	l	I	都道府県知事が定める場合可能
含有量> <mg q=""></mg>	1 11 2 15	簡易測定法 I以上試料採	同上	0		I	同上
水量 ^	(2)積算	計・流速計 体積計	0	0	0	0	0
m ³ / 日 V		な計測方法	都道府県知事が定め る場合可能	0	-	0	都道府県知事が 定める場合可能
	測気	 E頻度	毎日	200~400m ³ /日 :7日に1回以上 100~200m ³ /日 :14日に1回以上 50~100m ³ /日 :30日に1回以上			
<u> </u>			知事が定める場合	緩和可能			

※指定計測法:昭和46年9月環境庁告示第64号に掲げる方法

資料3-20 県条例による上乗せ排水基準

- 1 化学的酸素要求量(COD)
 - (1) みなし指定地域特定施設以外に特定施設がある 1 日当たりの最大の水量が $50 \,\mathrm{m}^3$ 以上である工場又は事業場の排出水(単位: $\mathrm{mg}/\mathit{\ell}$)

区	区	10.47 / // // //	排出水(単位	. mg/ 2/	基準	許容	限度	基準適用			
分	域	業	種			日間 平均	最大	期日			
					通常排水量1万m³以上/日	10	15				
		金属鉱業、 に係るもの		非鉄金属製造業	通常排水量 5 千m ³ 以上 1 万m ³ 未満/日	15	20	S51. 1. 1			
					通常排水量 5 千m 3 未満/日	20	30				
			畜産食料品製造	5業(食鳥処理加	1工業を除く。)に係るもの	50	70				
			飲料製造業(清	酒製造行及び蒸	留酒製造業を除く。) に係るもの	50	70				
		食料品製 造業に係	農産保存食料品 もの(ジュース	、原液の製造を	通常排水量5千m³以上/日	50	70	S51. 1. 1			
		るもの	行うものに限る	5。)	通常排水量 5 千m ³ 未満/日	100	130				
			弁当製造業に係	茶るもの		60	80	H元.10.1			
			その他のもの		_	100	130	S51. 1. 1			
				維製品製造業を	通常排水量1万m³以上/日	10	15	S51. 7. 1			
		除く。)に	係るもの		通常排水量1万m³未満/日	100	130	001. 7. 1			
		木材及び木	製品製造業(家	具製造業を除く	。)に係るもの	70	100	S57. 7.16			
				よこなごわり	通常排水量23万m ³ 以上/日	70	100				
				セミケミカル パルプの製造 を行うもの	通常排水量20万m ³ 以上23万m ³ 未満/日	80	110	S51. 7. 1			
						パルプ製造業		通常排水量20万m ³ 未満/日	90	120	
					ハルノ製造業 に係るもの	クラフトパル	通常排水量11万 5 千m ³ 以上/日	70	100		
既設	県 下			プラフトハル プの製造を行 うもの	通常排水量10万m ³ 以上11万5 千m ³ 未満/日	80	110	S51. 1. 1			
設	全域				通常排水量10万m ³ 未満/日	90	120				
	75%			その他のもの		50	70				
					通常排水量1万m³以上/日	65	90				
				マニラ麻又は 植物靭皮繊維	通常排水量 5 千m ³ 以上 1 万m ³ 未満/日	70	100				
		パルプ・ 紙及び紙		を原料とする もの	通常排水量 2 千m ³ 以上 5 千m ³ 未満/日	90	120				
		加工品製			通常排水量2千m³未満/日	100	130				
		造業に係 るもの		未使用パルプ	通常排水量 5 千m 3以上/日	40	55				
				を原料とするもの	通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	50	70				
			紙製造業に係 るもの		通常排水量3千m³未満/日	55	75	GEO. 4. 1			
			,	その他のもの	通常排水量4万m ³ 以上/日	40	55	S52. 4. 1			
					通常排水量 2 万 m ³ 以上 4 万 m ³ 未満 / 日	60	80				
					通常排水量 1 万m ³ 以上 2 万m ³ 未満/日	65	90				
				その他のもの	通常排水量 5 千m ³ 以上 1 万m ³ 未満/日	70	100				
					通常排水量3千m ³ 以上5千m ³ 未満/日	80	110				
					通常排水量3千m³未満/日	90	120				
			その他のもの			50	70				

_											
				アクリロニト リルの製造を	通常排水量30万m ³ 以上/日	20	25				
				行うもの	通常排水量30万m ³ 未満/日	25	35				
			有機化学工業	合成ゴム製造	通常排水量 5 千m 3以上/日	10	15	S51. 7. 1			
			製品製造業に	業に係るもの	通常排水量 5 千m 3 未満/日	50	70				
		化学工業	係るもの	発酵工業製品製	造業に係るもの	50	70				
		に係るも		その他のもの	通常排水量15万m³以上/日	10	15	S51. 1. 1			
		の			通常排水量15万m ³ 未満/日	15	20	331. 1. 1			
			化学繊維製造業 造業及びアセラ		通常排水量10万m ³ 以上/日	20	30	S51. 7. 1			
			限る。)に係る		通常排水量10万m³未満/日	30	40	551. 7. 1			
			その他のもの		通常排水量 5 千m 3以上/日	10	15	S51. 1. 1			
			- (0) (回 0) (5 0)		通常排水量 5 千m 3 未満/日	20	30	551. 1. 1			
		石油精製業	に係るもの			10	15	S51. 1. 1			
		弁当仕出屋	60	80	H元.10.1						
	ıΒ	飲食店				60	80	11/6.10. 1			
既設	県下^		し尿処理施設(みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を除 く。)を設置するもの					S51. 7. 1			
設	全域			洗たく業に係る	もの	100	130	S51. 1. 1			
		サービス			通常排水量30万m ³ 以上/日	20	25				
		業に係る	ッ 業に係る もの	業に係る	業に係る	その他のもの	その他のもの	通常排水量15万m ³ 以上30万m ³ 未満/日	25	35	057 7 10
				その他のもの	通常排水量 1 千m ³ 以上15万m ³ 未満/日	50	70	S57. 7.16			
					通常排水量1千m ³ 未満/日	100	130				
		酸又はアル	カリによる表面	処理施設を設置	するもの	20	30	S51. 1. 1			
		共同調理場	ŧ			40	60	H元.10.1			
		し尿処理施	設のみを設置す	るもの		30	40	S51. 7. 1			
		下水道終 末処理施		票準散水濾床法そ できる方法により	この他これらと同程度に下水を処) 処理するもの	20	30				
		設を設置するもの	高速散水濾床沿れらと同程度に るもの	た、モディファイ ニ下水を処理する	、ド・エアレーション法その他こ うことができる方法により処理す	50	70	H51. 1. 1			
			の(水質汚濁防		10	15					
		第1第1号 く。)	の2の施設を設	:置するものを除	通常排水量 5 千m ³ 未満/日	20	30	S51. 1. 1			
			設のみを設置す	るもの	•	25	35				
	県	下水道終末	処理施設を設置	するもの		20	30				
新	下				通常排水量2千m³以上/日	10	15	S49. 7.19			
設	全域	その他のも	Ø		通常排水量1千m ³ 以上2千m ³ 未満/日	15	20				
					通常排水量1千m ³ 未満/日	20	30				

(2) みなし指定地域特定施設のみを設置する 1 日当たりの最大の水量が $50 \,\mathrm{m}^3$ 以上である工場又は事業場の排出水(単位: mg/ℓ)

区分	区域	基 準 業 種	許容 日間 平均	限度 最大	基準適用 期 日
既設	瀬戸内	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	60	80	H6. 4. 1
新設	海地域	処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽	25	35	НЗ. 7.16

2 ノルマルヘキサン抽出物質含有量、浮遊物質量(SS)、生物化学的酸素要求量(BOD)、 銅含有量(単位: mg/ℓ)

			基準		許容	限度	++ >++ >+
区域	業	種		項目	日間 平均	最大	基準適用 期 日
新居浜 海 域	全業種			ノルマルヘキサン抽 出物質含有量(鉱油 類含有量)		3. 0	S47. 1.16
		セミケミカル パルプ製造設	通常排水量20万m ³ 以上/日	SS	40	50	S48. 6.24
	パルプ又 は紙製造	備を有するも の	通常排水量20万m ³ 未満/日	SS	50	70	340. 0.24
	業に係る もの	クラフトパル プ製造業に係	通常排水量10万m ³ 以上/日	SS	40	50	S48. 6.24
		プ 製垣 果に係 るもの	通常排水量10万m ³ 未満/日	SS	50	70	548. 0. 24
四国中央	企 料 日制进	当に依てすの	通常排水量 5 千m 3以上/日	SS	50	60	C47 1 90
水域	良科的聚垣	業に係るもの	通常排水量 5 千m 3 未満/日	SS	70	90	S47. 1.20
				SS	70	90	
		の(水質汚濁防 設置するものを	止法施行令別表第1第1号の 除く。)	ノルマルヘキサン抽 出物質含有量(動植 物油脂類含有量)		10	S48. 6.24
			の(みなし指定地域特定施設 置するものを除く。)	BOD	30	l	
銅山川 水 域	鉱山に係る	もの		銅含有量		2. 0	S48. 6.24
			通常排水量1万m³以上/日	SS	60	80	
		マニラ麻又は 植物勒皮繊維	通常排水量 5 千m ³ 以上 1 万 m ³ 未満/日	SS	65	90	
		を原料とする もの	通常排水量 2 千m ³ 以上 5 千 m ³ 未満/日	SS	70	100	
			通常排水量2千m³未満/日	SS	75	105	S52. 4. 1
		土は田ぷりづ	通常排水量 5 千m 3以上/日	SS	40	55	
四国中央 水域を除	√広告I\'生 \'''.	未使用パルプ を原料とする もの	通常排水量3千m ³ 以上5千 m ³ 未満/日	SS	50	70	
水域を除く全公共	概製垣来 に係るも		通常排水量3千m³未満/日	SS	55	75	
用水域	の		通常排水量4万m³以上/日	SS	35	45	
			通常排水量2万m ³ 以上4万 m ³ 未満/日	SS	55	75	
		7.014010	通常排水量1万m ³ 以上2万 m ³ 未満/日	SS	60	80	CE1 0 00
		その他のもの	通常排水量 5 千m ³ 以上 1 万 m ³ 未満/日	SS	65	90	S51. 3.23
			通常排水量3千m ³ 以上5千 m ³ 未満/日	SS	70	100	
			通常排水量3千m³未満/日	SS	75	105	

^{%1}日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用。ただし、し尿処理施設を設置する工場又は事業場にあっては、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 未満のものについても適用する。

資料3-21 市町別の特定事業場数

令	水質汚潛	蜀防止法		環境保全 普置法	愛媛県公害	0.71
公 市町名	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以 上	排水量 50m ³ /日未満	防止条例	合計
四国中央市	9	220	52	1	5	287
新居浜市	7	217	20	0	3	247
西条市	11	338	31	2	10	392
今治市	38	320	19	0	10	387
上島町	6	35	0	0	4	45
松山市	28	596	61	5	13	703
東温市	4	81	8	0	3	96
久万高原町	5	95	0	0	3	103
伊予市	5	81	9	0	4	99
松前町	6	63	9	0	1	79
砥部町	14	43	4	0	1	62
内子町	1	127	4	0	2	134
大洲市	10	316	13	0	6	345
八幡浜市	7	95	7	0	2	111
伊方町	5	142	2	0	1	150
西予市	11	393	6	0	6	416
宇和島市	8	448	6	3	4	469
松野町	1	24	0	0	0	25
鬼北町	7	59	0	0	2	68
愛南町	9	95	2	2	4	112
計	192	3,788	253	13	84	4,330

備考:排水量は、平均水量である。 水質汚濁防止法第5条第3項にかかる特定事業場は除く。

資料3-22 排水基準の概要

区 分	法律・条例	基 準	項目	工場・事業場の種類	規制区域等		
				全特定事業場有害物質使用特定事業場	県下全域		
			有害物質(28項目)	(地下浸透規制)			
		4		みなし指定地域特定施 設 ^(注) を設置する特定事 業場	瀬戸内海流入区域		
	水質汚濁防止法	排水基準	生活環境項目 (15 項目)	排水量通常 50m ³ /日以 上の特定事業場	県下全域 ※窒素・燐は以下のとおり。 窒素:瀬戸内海流入区域 燐:瀬戸内海流入区域及 び大渡ダム(高知県) 流入区域		
				みなし指定地域特定施設 ^(注) を設置する排水量 通常 50m³/日以上の特 定事業場	瀬戸内海流入区域		
				排水量最大 50m ³ /日以 上の特定事業場	県下全域(既設の畜産を除 く。)		
濃度規制 (排水基準)			化学的酸素要求量 (COD)	みなし指定地域特定施 設 ^(注) を設置する排水量 最大 50m ³ /日以上の特 定事業場	瀬戸内海流入区域		
		1	浮遊物質量(SS) 排水量通常 50m ³ /日以 上の特定事業場		四国中央水域流入区域(畜産 を除く。)及び県下全域の製 紙工場		
		上乗せ排水基準	/ルマルトキナン抽出物質 (鉱油類)	II.	新居浜海域流入区域		
	愛媛県 公害防止条例		" (動植物油脂)	II.	四国中央水域流入区域		
			銅含有量	鉱山に係るもの	 銅山川水域流入区域 		
			生物化学的酸素要求量(BOD)	し尿処理施設	四国中央水域流入区域(みな し指定地域特定施設 ^(注) のみ を設置するものを除く。)		
		横出し	有害物質(9項目)	排水施設を設置する特	ロ マ人 は		
		排水基準	生活環境項目 (14項目)	定事業場	県下全域		
		40 = 1= 1		排水量通常 50m³/日以 上の特定事業場			
総量規制	水質汚濁防止法	総量規制 基準	COD、窒素、燐	みなし指定地域特定施設 ^(注) を設置する排水量通常 50m³/日以上の特定事業場	瀬戸内海流入区域		

⁽注) 瀬戸内海流入区域に設置される処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽

資料3-23 ゴルフ場自主水質検査結果(平成30年度)

			調査	基準	検出	水濁	水産
種別	農薬名	成分名	検体	超過	濃度	指針値	指針値
			数	数	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
	オブテインフロアブル	^゜ソフルフェソ	1	0	0.003	0. 53	0. 1
	クルセイダーフロアブル		1	0	< 0.003	0. 77	2. 6
	1 1	アソ゛キシストロヒ゛ン	1	0	< 0.02	4. 7	0. 28
	シバンバEXフロアブル		2	0	< 0.02	4. 7	0. 28
殺菌剤		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	۷	U	< 0.001		
秋断判	センチネル顆粒水和剤		1	0	< 0.001	0.3	20
	ダイブフロアブル	アソ゛キシストロヒ゛ン	1	0	< 0.028	4. 7	0. 28
		チオファネートメチル	1	0	< 0.1	3	1.0
	ブルーデンス水和剤	イプ ロシ オン +° 11++ :>: (元 4/) +与)	1	0	< 0.18	3	1.8
	ポリオキシンZ水和剤	か リオインノD (里新塩)	1	0	< 0.001	未審議※1	未審議**1
	ショットガン	ダイアジノン	2	0	<0.00007 <0.0001	0.05	0.00077
					< 0.0001		
殺虫剤	ダイアジノン粒剤 5	ダイアジノン	3	0	< 0.00007	0.05	0.00077
1/) 1 / • / • / <u>1</u> = //11 0	, ,,,,,	Ü	Ŭ	< 0.0007	0. 00	0.000
	パンチショットフロアブル	ヒ゛フェントリン	1	0	< 0.000025	0. 26	0.000058
	フルスウィング	クロチアニシ、ン	1	0	< 0.001	2. 5	0.028
					< 1		
					<1		
	アージラン液剤	アシュラム	6	0	<1	10	90
	7 7 7 112/11	, , , , , ,	Ü	Ŭ	<1	10	0.0
					<1		
	アグリーン顆粒水和剤	レ。ラル、コルフロハエモル	1	0	<1 <0.008	0. 2	0. 0087
	アシュラスター液剤	アシュラム	1	0	< 0.008	10	90
				Ť	< 0.001		
	イデトップフロアブル	トリアシ、ファム	2	0	< 0.001	0. 23	2. 5
	ウィードロック	オリサ゛リン	2	0	0.001	+ ** ** ** 1	±☆***1
			۷	, i	< 0.01	未審議※1	未審議※1
	エイゲン水和剤	ピリブチカルブ	1	0	< 0.001	0. 23	0.1
	カーブSC	プ゚ロピザミド	1	0	0.0012	0.5	未審議※1
	, ,, ,		_	_	< 0.001		
	クサブロック	プ゚ロジアミン	3	0	< 0.004	1. 7	0.0046
	ガニノ・カッションション	ンタナングン	1	0	< 0.001	0.014	0.00
除草剤	グラメックス水和剤	シアナシ゛ン	1	0	0.0033 <0.001	0.014	0. 29
					0.001		
	コンクルード顆粒水和剤	フルホ。キサム	4	0	< 0.002	0. 21	2. 3
					0.001		
	ザイトロンアミン液剤	トリクロヒ゜ル	1	0	< 0.01	0.06	未審議**1
	シバゲンDF	フラサ゛スルフロン	2	0	< 0.001		
	ンハケマロド	//Y AN/II/	۷	U	< 0.001	0.3	0. 17
		1. 1.0 . 0			< 0.001		
	スペクタクルフロアブル	1ンターシーフラム	3	0	< 0.05	0.5	0.71
					< 0.001		
	VII 7 1 C C	ピ ロキサスルホン	0	-	0.009**2	0 5	0.0074
	ソリストSC	L ロイリ <i>ハル</i> 小ノ	3	1	< 0.007	0. 5	0.0074
	ガブルアップDC	シクロスルファムロン	1	0	< 0.007 < 0.01	Λ 0	0. 035
	ダブルアップDG トリビュートOD	*************************************	1 1	0	< 0.01	0.8 13	97
	フェナックスフロアブル	オキサシ゛アルキ゛ル	1	0	< 0.001	0. 2	0.073
		7 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			< 0.02	ÿ. <u>J</u>	0.010
	モニュメント顆粒水和剤	トリフロキシスルフロンナトリウム塩	3	0	< 0.001	未審議※1	0.28
					< 0.001		
×1 [#	審議 とは、調査時点で	帝 詳 杉に わね てれこせ	· + :#	はカロ	+比人1 /士 48=几一	+411	- 1. + - +

^{※1 「}未審議」とは、調査時点で審議が行われておらず、基準値又は指針値が設定されていないことを示す。 ※2 水産指針値超過